

## その他の動物衛生関係の章の改正案(1)

# 「高度な衛生状態にある馬群」の章の改正案 並びに 運用の手引及び国際獣医証明書案について

(OIEコードにおける当該章の位置)  
第I巻 総則  
第4部 一般的勧告：疾病予防とまん延防止  
第4.16章 高度な衛生状態にある馬群

1

## 改正案の経緯と予定等

- 2014年5月の総会で新規章として全会一致で採択（2014年7月のOIE連絡協議会で紹介）
- 総会での議論を踏まえ、専門家の修正を経た改正案を2014年10月に公表。2015年5月の総会で採択すべく加盟国に意見照会中。
- 併せて、本章の的確な運用をサポートするための参考としての手引案及び国際獣医証明書様式案も意見照会中。
- OIEの衛生管理指針は、検討中。ただし、手引案に要点のみ記載。

2

## 第4.16章 高度な衛生状態にある馬群

【目的】 競技用馬の輸出入手続きの円滑化

【構成】

第1条 総則

第2条 高度な衛生状態にある馬群への馬の加入基準

第3条 獣医当局に対する勧告

【第3条】

- ① 獣医当局は、本章の規定の遵守に責任を有する協会を認定・監督する。
- ② 獣医当局は、高度に衛生管理された馬群に属する馬の競技目的の一時的な海外遠征・帰国のための特別な手順を作成する。
- ③ 国際馬術連盟(FEI)及び国際競馬統括機関連盟(IFHA)は、OIEが策定する指針(「衛生管理指針」)に基づき、馬群の衛生状態を確保するための国際衛生管理計画を策定し、輸出入国の獣医当局はこれを承認することが奨励される。(検討中)<sup>3</sup>

## 改正案のポイント

○ “高度な衛生状態にある馬群”に加えて、新しく“高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬”を定義【第1条】

- 高度な衛生状態にある馬群(HHS)とは、特定の疾病群に関して衛生状態が明らかであり、第4.4章(隔離個体群 *compartment*)の規定に従って、文書化した衛生管理業務及び衛生管理措置の適用によって他の馬と常時機能的に分離・維持されている馬群
- 高度な衛生状態にあり、かつ能力の高い馬(HHP馬)とは、HHSに属し、国際競技および競馬に参加することができるものとしてFEI又はIFHAに登録されている馬

○ HHP馬の国際移動は90日以内とし、HHP馬は国際獣医証明書を携帯しなければならない旨、追記【第2条】

## 手引案の構成

1. HHPシステムに登録する手順
  - 1.1 施設の国際データベースへの登録
  - 1.2 HHP馬の登録
  - 1.3 HHP衛生証明の申請
2. 獣医学的監督
  - 2.1 民間獣医師の役割
  - 2.2 公的獣医師の役割
3. 国際衛生管理計画
4. HHP馬が本拠地を離れている際に適用される手続き  
(衛生管理指針の要点)
  - 4.1 輸送中の衛生管理措置とその運用
  - 4.2 HHP馬術催事開催地の衛生管理措置とその運用
5. 本拠地国への返送

5

## 施設の要件

- HHS飼養施設として登録する施設は、所在国又は地域における鼻疽、アフリカ馬疫及びベネズエラ馬脳炎の清浄性に応じて4種類に分類。清浄性が確保できない疾病及び馬インフルエンザについては、馬群全頭の予防接種や補完検査等を実施
- 全頭パスポートを携帯し、個体識別できること
- 全頭繁殖に供さないこと
- 全頭、登録時に伝染病又は感染症の徴候がないこと
- 衛生管理計画と危機管理計画があること
- 隔離厩舎があること(HHP馬は登録後、当該厩舎で飼育される必要がある)

6

## 施設の登録手順

- 衛生基準の遵守を確保する施設専任の管理責任者が連盟(FEI又はIFHA)に登録を申請。連盟は支持する申請のみ各国獣医当局に承認を要請。承認施設は、国際データベースから登録番号を付与される。

### 【参考】登録の手順

1. 施設運営者の登録要請が、獣医当局に通知される。
2. 登録90日前:施設の衛生管理措置について検査を実施。
3. 協会に措置遵守の承認が通知され、HHS飼養施設として国際データベースに予備登録。
4. 獣医当局が認定した獣医師による定期監視と居住馬全頭の検査開始
5. (新規導入馬の条件(略))
6. 登録日:獣医当局による公的検査後に資格を有すると判断された場合に、HHS飼養施設として本登録。
7. 認定獣医師による定期監視を継続。
8. 承認と登録の維持には獣医当局による毎年度査察が必要。

7

## 国際獣医証明書様式案(抜粋)

### V. 公的獣医師による主な証明内容

- 仕出国では、以下の疾病が届出の対象  
アフリカ馬疫、ベネズエラ馬脳炎、東部馬脳炎、西部馬脳炎、日本脳炎、馬伝染性貧血、鼻疽及び狂犬病
- 仕出国のアフリカ馬疫、ベネズエラ馬脳炎、鼻疽についての清浄性とこれに応じた条件
- 当該馬が馬ピロプラズマおよび伝貧検査で陰性
- 馬インフルエンザのワクチン接種歴
- 外部寄生虫の検査陰性及び駆虫の実施

8